

婦人部ニテハ廿七日別添(内相社會局長官日書及ノミ)如キ

婦人前仲者懇談会ノ題ニ付、ト題ニ付シテ作成州道工場ニ配布セリ

②他団体ノ行動

A 日本労働組合統一協議会ニテハ別添、如キ「芝浦」ト題スルニユースヲ作成配布ス

B 城南労働者懇談会(統州ニ各団体)ハ廿六日別添、如キビラヲ配布セリ

C 関東地方自由聯合協議会ニテハ廿七日別添、如キ「花核」ニユースヲ作成配布ス

③事業主側

A 二月廿六日別添、如キ出勤勤告状ヲ發ス
B 勤告状發送ノ結果出勤勤告状セルノミナラス裏面諒解ヲ

二 解決

(一)交渉

二月廿七日午後零時廿一分

爭議団代表吉田 潔(被解雇者) 貞澄武次 保利增己(被解雇者)

平野 豊(被解雇者) 石井 昇(被解雇者) 石沢秀元(被解雇者)

ハ工場ニ在テ 太田黒工場長 内藤人事課長外ニ名ト會見

既往要求事項ニ別記(内)事項ヲ追加シタル要求書ヲ提出シタルニ即時拒絕セラレ、午後二時五十分再會見、テ更ニ別記(内)要求書ヲ提出シタルニ即時拒絕セラレ、ヤ、爭議団代表ハ

本部ニ詰居ル斗争委員ト連絡シテ、數回折衝會見シタルカ

午後十一時卅分第六回ノ會見ニ於テ既往要求全部ヲ撤回シテ白紙ニ還ル旨ヲ言明改メテ口頭ニテ「三ヶ条ヲ要求ス

ハ解雇手当一人ニ付個人給二百八十日分ヲ支給セヨ 而シ